



号外第12号
令和2年9月29日
発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

公 告

○消防法による命令の公告..... 1

公 告

消防法による命令の公告

令和2年9月29日

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定による命令をしたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市中消防署長 尾 山 浩 仁

- 1 防火対象物の所在地
広島県広島市中区猫屋町3番21号
- 2 防火対象物の名称
堀川芳吉商店
- 3 命令を受けた者の氏名
株式会社ほりかわ 代表取締役 堀川 雅人
堀川 雅人
堀川 賀江子
- 4 命令年月日
令和2年9月29日
- 5 命令事項
 - (1) 令和2年12月2日までに、2の防火対象物に設置されている自動火災報知設備の受信機を現行の規格に適合するものにする事。
 - (2) 令和2年12月2日までに、2の防火対象物に設置されている自動火災報知設備の感知器（イオン化式煙感知器）を現行の規格に適合するものにする事。
 - (3) 令和2年12月2日までに、2の防火対象物の3階貸し教室西側倉庫部分に自動火災報知設備の感知器を政令で定める技術上の基準に従って設置すること。